

概要

- 国家戦略特区における有限責任事業組合(LLP)を活用した障害者雇用の特例制度においては、
 - ① 特例を活用することが出来る有限責任事業組合(特定有限責任事業組合)となるための要件
 - ② 事業協同組合等算定特例の認定を受けるに当たって作成する、雇用促進事業実施計画に記載しなくてはならない解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置の内容をそれぞれ厚生労働省令で定めることとしている。

特定有限責任事業組合となるための要件(案)

- ① 中小企業者又は小規模の事業者のみがその組合員となっていること
- ② 国家戦略特別区域障害者雇用創出事業が実施される国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること
- ③ 組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時障害者雇用促進法第43条第7項の厚生労働省令で定める数(50人)以上であること
- ④ 組合契約書に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること
- ⑤ 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること
- ⑥ 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること
- ⑦ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないこと

解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な措置の内容(案)

解散の事由が生じた場合に、特定有限責任事業組合が雇用する障害者について、

- ① 組合員たる事業主が雇用すること。
- ② 組合員たる事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主に対し、雇入れを求めることその他の障害者の新たな雇用の機会を提供すること。

※ 厚生労働省令で定める措置のうち、いずれかの措置を雇用促進事業実施計画に記載しなければならない。

参 照 条 文

○ 改正後の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)

(障害者の雇用の促進等に関する法律の特例)

第二十条の四 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域障害者雇用創出事業(国家戦略特別区域において、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げるもの(当該国家戦略特別区域内のみに事業所を有するものに限る。))であつて、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。)第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項又は第四十五条の三第一項の認定に係る子会社(障害者雇用促進法第四十四条第一項に規定する子会社をいう。)、関係会社(障害者雇用促進法第四十五条第一項に規定する関係会社をいう。)、関係子会社(障害者雇用促進法第四十五条の二第一項に規定する関係子会社をいう。))又は組合員たる事業主(障害者雇用促進法第四十五条の三第一項に規定する組合員たる事業主をいう。)であるものを除く。以下この項において同じ。)が、障害者の雇用の機会の創出を図る事業をいう。以下この項及び別表の八の四の項において同じ。)を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域障害者雇用創出事業の実施主体として当該区域計画に定められた有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二条に規定する有限責任事業組合(中小企業者のみとその組合員となっていること、当該国家戦略特別区域内のみに事業所を有していることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものに限る。次項において「特定有限責任事業組合」という。)を、障害者雇用促進法第四十五条の三第二項に規定する事業協同組合等(次項において単に「事業協同組合等」という。)とみなして、障害者雇用促進法の規定を適用する。
「三 雇用促進事業の実施時期

する。この場合において、同条第三項中「三 雇用促進事業の実施時期」とあるのは、

四 国家戦略特別区域法(平成二十五

年法律第百七号)第二十条の四第一項に規定する特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合に講ずることが必要な

とする。

措置として厚生労働省令で定める措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするもの」

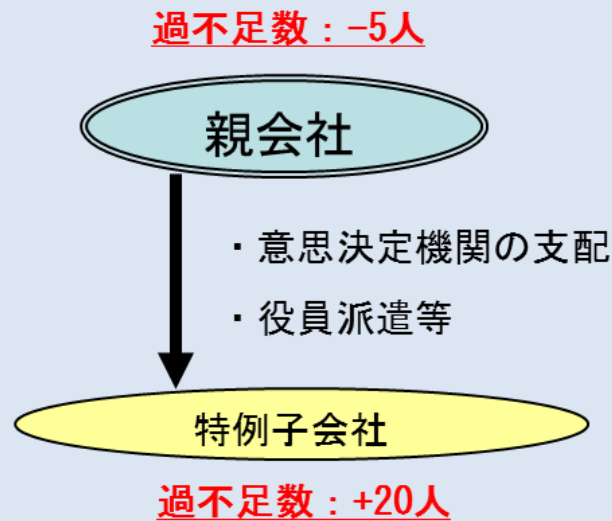
(参考) 国家戦略特区におけるLLPを活用した障害者雇用の特例制度について

概要

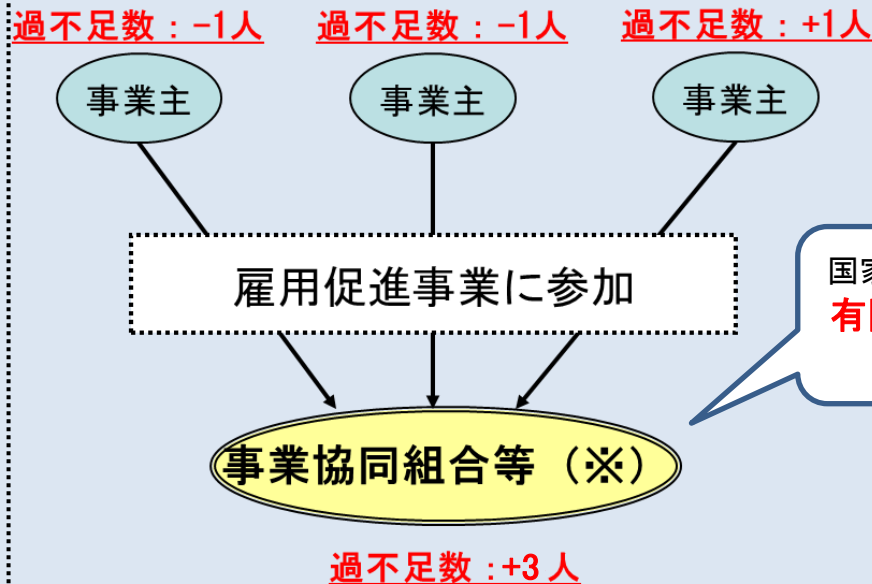
- 個々の事業主に対し、従業員の一定割合(=法定雇用率2.0%)以上の障害者の雇用を義務付けている。
- 現在、特例子会社(子会社と親会社とで合算)や事業協同組合等(組合と組合員である事業主全体で合算)を活用した障害者雇用率の算定に関する特例制度がある。
- **中小企業の障害者雇用の促進を図る観点**から、主に同業種の事業主が設立する事業協同組合方式に加えて、異業種の事業主の参画が期待でき、簡便に設立できる**有限責任事業組合(LLP)を新たに加える**。
(本特例を盛り込んだ国家戦略特区区域計画の認定は、内閣総理大臣が行う。)

現行の特例制度

〔特例子会社制度〕



〔事業協同組合等を活用した算定の特例〕



国家戦略特区での特例として、**有限責任事業組合(LLP)を追加**

※現行制度の対象
(事業協同組合その他の特別の法律に基づく組合)

- ・事業協同組合
- ・水産加工業協同組合
- ・商工組合
- ・商店街振興組合

(参考)事業協同組合等算定特例

中小企業であって、事業協同組合等を活用して共同事業を行うものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、その事業協同組合等とその組合員である中小企業（特定事業主）における実雇用率を通算することができる。

